

発議第3号

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書案

北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣及び国家公安委員長あて提出するものとする。

平成24年9月28日提出

提出者 和歌山市議会議員

北野 均

宇治田 清治

松本 哲郎

姫田 高宏

山本 忠相

## 北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決を求める意見書案

平成14年9月17日、日朝首脳会談で日本人拉致を認め、初めて謝罪を行い、拉致被害者5人を帰国させることができた。それ以降、10年近くの歳月が流れているが、その間、拉致事件の解決に向けた特別な進展はないばかりではなく、拉致被害者帰国を求めた我が国政府に対し、既に亡くなったと称し、別人の遺骨を提示するなど常軌を逸する北朝鮮の対応は我が国に対する不誠実さを示すものであり、私たち日本人の精神を踏みにじる暴挙であり到底許されるものではない。

平成18年、内閣総理大臣を本部長とする拉致問題対策本部を設置し、拉致問題担当大臣を任命して被害者の即時帰国や拉致問題への総合的な対策の取り組みなどを進めているが、現在も国家間の膠着状態が続き、解決のめどが全く立たない状況である。

平成14年当時、取り残された日本人は平壤を離陸する日本政府機を見たとき、どのような気持ちであったのか、もう一度立ち返る必要がある。

北朝鮮情勢を考えたとき、北朝鮮国内で混乱が生じ、拉致被害者の生命が危ぶまれる可能性もあり、一刻も早い救出が必要である。

拉致事件は「重大な主権侵害」であり、我が国が日本国の名に恥じぬように総力を挙げ、全精力を傾けて、早急に救出することを強く要望する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。